

議会案第 1 号

白河市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

白河市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年白河市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中「。以下」を「。第 2 1 条において」に改め、同条第 1 0 項中「以下」を「第 1 2 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 1 2 条第 5 項中「及び第 3 0 条」を削り、同項の表の右欄中「第 2 条第 9 項」を「第 2 条第 1 0 項」に改める。

第 1 7 条第 1 項中「帳簿（以下」を「帳簿（第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 5 0 条において」を削る。

第 2 8 条第 2 項中「この章において」を削る。

第 3 3 条第 2 項中「この章及び第 5 0 条において」を削る。

第 3 4 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 4 0 条第 1 項中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 5 0 条において」を削る。

第 4 1 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 4 9 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 5 0 条中「保有個人情報の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 0 項の改正規定（「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める部分に限る。）及び第 1 2 条第 5 項の表の右欄の改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 1 7 日提出

理 由

白河市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については「個人情報の保護に関する法律施行規則」、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正、並びに規定の整備に伴い、所要の改正を行うものです。